

清涼飲料水の規格基準の改正について



2018年9月より薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われてきた、清涼飲料水の規格基準の改正についてのパブリックコメントが出されました。

改正の概要は、ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水)のうち、殺菌又は除菌を行うものを対象に、クロロ酢酸(0.02mg/l)、ジクロロ酢酸(0.03mg/l)、トリクロロ酢酸(0.03mg/l)及びフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(0.07mg/l)の成分規格が新項目として設定されます。

また、ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものを対象に六価クロムの成分規格(基準値強化)が改正されます(0.05→0.02mg/l)。

告示日は、令和3年3月下旬を予定しており、告示日をもって適用される予定とされています。

告示の日から起算して6ヶ月を経過する日以前に製造等された清涼飲料水を加工し、使用等する場合に限り、新項目として設定される4項目については、この告示による改正後の規定は適用せずとし、又、六価クロムについては、なお従前の例によることとしています。

当社では、清涼飲料水分析だけでなく、水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道GLP及びISO/IEC17025認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2021年1月29日付 電子政府の総合窓口

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000213667>) を引用して作成
環境検査箇所 貝森繁基